さいたま市告示第１６６１号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「支援法」という。）第１４条第４項の規定による指定介護機関から変更等の届出があったので、生活保護法第５５条の３及び支援法第１４条第４項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１０月３０日

さいたま市長　清　水　勇　人

別紙のとおり

指定介護機関

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類	変更年月日
山手ケアサービス株式会社	所在地変更	さいたま市南区大谷口１４６０－２	埼玉県さいたま市南区大字太田窪１９４１－１０	訪問介護	R8.1.1
山手ケアサービス株式会社	所在地変更	さいたま市南区大谷口１４６０－２	埼玉県さいたま市南区大字太田窪１９４１－１０	居宅介護支援	R8.1.1
山手ケアサービス株式会社	所在地変更	さいたま市南区大谷口１４６０－２	埼玉県さいたま市南区大字太田窪１９４１－１０	介護予防訪問介護	R8.1.1
アースサポート南浦和	名称変更	アースサポート北浦和	アースサポート南浦和	訪問入浴介護	R8.10.1
アースサポート南浦和	所在地変更	さいたま市中央区新中里１－３－３	埼玉県さいたま市南区南浦和１丁目１６番７号	訪問入浴介護	R8.10.1